

「登録講習機関等監査実施要領」の一部改正について

改正案	現行
令和5年3月30日 制定（国空無機第298902号） 令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号） <u>令和7年6月23日 改正（国空無機第72181号）</u>	令和5年3月30日 制定（国空無機第298902号） 令和6年3月8日 改正（国空無機第233319号）
国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 登録講習機関等監査実施要領	国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 登録講習機関等監査実施要領
第1章 総則 1-1. 目的 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の69の規定による国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）を受けようとする者に対し、法第132条の50に規定する講習を実施することができる。また、法第132条の82の規定による国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録更新講習機関」という。）は、技能証明を更新しようとする者に対し、法第132条の51第3項に規定する講習を実施することができる。 登録講習機関及び登録更新講習機関（以下「登録講習機関等」という。）の無人航空機講習事務及び無人航空機更新講習事務の実施基準は、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）によるところ、本要領は、省令第6条第7号及び第14条第4号に規定	第1章 総則 1-1. 目的 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の69の規定による国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、無人航空機操縦者技能証明（以下<u>単に</u>「技能証明」という。）を受けようとする者に対し、法第132条の50に規定する講習を実施することができる。また、法第132条の82の規定による国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録更新講習機関」という。）は、技能証明を更新しようとする者に対し、法第132条の51第3項に規定する講習を実施することができる。 登録講習機関及び登録更新講習機関（以下「登録講習機関等」という。）の無人航空機講習事務及び無人航空機更新講習事務の実施基準は、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）によるところ、本要領は、省令第6条第7号及び第14条第4号に規定

される外部の者（以下「監査実施団体」といい、下記1-4.(1)で定義する。）による監査（以下「監査」という。）の実施要領に関する具体的な事項を定めることを目的とする。

また、登録講習機関等は、省令第6条第8号又は第14条第5号の規定に従い、監査が終了した日から一月以内に監査報告書を国土交通大臣に報告（国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長（以下「航空局」という。）宛に提出）しなければならない。本要領において、報告に係る具体的な事項も定める。

省令第6条第7号及び第14条第4号の規定による外部の者（登録講習機関等監査実施団体、以下「監査実施団体」という。）及び監査を受ける登録講習機関等の双方が十分に本要領の内容を理解し、適切かつ円滑な監査が行われるように努めること。

1-2. (略)

1-3. 準拠基準

登録講習機関等の監査において準拠する基準は、以下のとおり。

(1) 航空法（昭和27年法律第231号）

(2) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）

(3) 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）

(4) 登録講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（令和4年国土交通省告示第951号）

(5) 登録講習機関の登録等に関する取扱要領（令和4年国空無機第193915号）

される外部の者（以下「監査実施団体」といい、下記1-4.(1)で定義する。）による監査（以下「監査」という。）の実施要領に関する具体的な事項を定めることを目的とする。

また、登録講習機関等は、省令第6条第8号又は第14条第5号の規定に従い、監査が終了した日から一月以内に監査報告書を国土交通大臣に報告（国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長（以下「航空局」という。）宛に提出）しなければならない。本要領において、報告に係る具体的な事項も定める。

省令第6条第7号及び第14条第4号の規定による外部の者（登録講習機関等監査実施団体、以下「監査実施団体」という。）及び監査を受ける登録講習機関等の双方が十分に本要領の内容を理解し、適切かつ円滑な監査が行われるように努めること。

1-2. (略)

1-3. 準拠基準

登録講習機関等の監査において準拠する基準は、以下のとおり。

(1) 航空法（昭和27年法律第231号）第132条の69～第132条の84

(2) 無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和4年国土交通省令第59号）第1条～第17条

(3) 登録講習機関等監査実施要領及び登録講習機関等監査実施細則（令和5年3月30日制定 国空無機第299183号）

- | | |
|--|--|
| <p><u>(6) 登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン（令和4年）</u></p> <p><u>(7) 登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（令和7年国土交通省告示第160号）</u></p> <p><u>(8) 登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領（令和7年国空無機第63283号）</u></p> <p><u>(9) 登録更新講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン（令和7年）</u></p> <p><u>(10) 無人航空機更新講習及び技能証明書失効再交付講習実施要領（令和7年国空無機第63283号）</u></p> <p><u>(11) 登録講習機関等監査実施要領（令和5年国空無機第298802号）</u></p> <p><u>(12) 登録講習機関等監査実施細則（令和5年国空無機第299183号）</u></p> <p><u>(13) 無人航空機操縦士実地試験実施基準（令和4年国空無機第209239号）</u></p> <p><u>(14) 一等無人航空機操縦士実地試験実施細則回転翼航空機（マルチローター）（令和4年国空無機第209324号）</u></p> <p><u>(15) 二等無人航空機操縦士実地試験実施細則回転翼航空機（マルチローター）（令和4年国空無機第209322号）</u></p> <p><u>(16) 一等無人航空機操縦士実地試験実施細則回転翼航空機（ヘリコプター）（令和4年国空無機第228884号）</u></p> <p><u>(17) 二等無人航空機操縦士実地試験実施細則回転翼航空機（ヘリコプター）（令和4年国空無機第228825号）</u></p> <p><u>(18) 一等無人航空機操縦士実地試験実施細則飛行機（令和5年</u></p> | |
|--|--|

<u>国空無機第93239号)</u> <u>(19) 二等無人航空機操縦士実地試験実施細則飛行機（令和 5 年</u> <u>国空無機第93245号)</u> 1-4. (1)～(5) (略) (6) 監査責任者 監査チームごとに、5-3に基づき、個々の監査実施の責任者として管理者が指名した監査員をいう。<u>監査責任者は、当該監査における全ての対象業務の監査を実施することができる者とする。</u> 1-4. (7)～1-5-1(3)．(略) (4) 監査実施団体の職員<u>又は監査実施団体から業務委託を受けた者</u>を監査責任者として指名する。 1-5. (5)～1-7. (略)	1-4. (1)～(5) (略) (6) 監査責任者 監査チームごとに、5-3に基づき、個々の監査実施の責任者として管理者が指名した監査員をいう。 1-4. (7)～1-5-1(3)．(略) (4) 監査実施団体の職員を監査責任者として指名する。 1-5. (5)～1-7. (略)
第 2 章 監査の方針 (略)	第 2 章 監査の方針 (略)
第 3 章 監査の概要	第 3 章 監査の概要
3-1. 監査の種類 計画的監査及び随時監査について、それぞれ次のとおり定める。	3-1. 監査の種類 計画的監査及び随時監査について、それぞれ次のとおり定める。

(1) 計画的監査

計画的監査は、あらかじめ、年度ごとの監査計画を定め、被監査者に対し当該計画を通知したうえで、登録講習機関等の所在地及び事務所を対象に、3-2 に定める頻度で実施する。

計画的監査において監査の対象とする期間は、当該登録講習機関等の登録日又は前回の計画的監査にて確認を受けた最後の講習事務の実施日の翌日のうちいずれか遅い日から、当該計画的監査にて確認する最後の講習事務の実施日までとする。

3-1. (2)～3-2-1. (2) (略)

(3) 監査の実施方法として、実地での監査（以下「実地監査」という。）又はオンラインでの対面監査（以下「オンライン監査」という。）によるものとする。なお、登録講習機関に対しては、当該登録講習機関の登録有効期間内において、少なくとも一回は実地監査を実施すること。ただし、実地監査においても、学科講習、実地講習及び修了審査において用いる実習空域に係る確認については、動画等（実習空域の確認にあつては、登録講習機関等が撮影した動画等に限る。）によることができる。

(4) IS09001 又はこれと同等の ISO 認証を取得、維持している場合であって、事務所等の区分が本部であり、実施方法がオンライン監査である場合に限り、認証書等の必要書類を監査実施団体に提出し、監査実施団体が提出書類を確認する書類監査とすることができる。

(5) 監査の実施に当たっては、以下に示す方針に従ってサン

(1) 計画的監査

計画的監査は、あらかじめ、年度ごとの監査計画を定め、被監査者に対し当該計画を通知したうえで、登録講習機関等の所在地及び事務所を対象に、3-2 に定める頻度で実施する。

3-1. (2)～3-2-1. (2) (略)

(3) 監査の実施方法として、実地での監査（以下「実地監査」という。）又はオンラインでの対面監査（以下「オンライン監査」という。）によるものとする。なお、登録講習機関等の有効期間内において、少なくとも一回は実地監査を実施すること。ただし、実地監査においても、学科講習実地講習及び修了審査において用いる実習空域に係る確認は、動画等（実習空域の確認にあつては、登録講習機関等が撮影した動画等に限る。）によることができる。

(4) IS09001 又はこれと同等の ISO 認証を取得、維持している場合には、事務所等の区分が本部の場合に限り、認証書等の必要書類を監査実施団体に提出し、監査実施団体が提出書類を確認する書類監査とすることができる。

(5) 監査の実施に当たっては、以下に示す方針に従ってサン

リング監査によることができるものとする。ただし、受講者の不在、又は講習頻度が極端に少ないなどの事情がある場合であって、航空局無人航空機安全課長が認めたときは、別の方法によることができる。

① 登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機をいう。以下同じ。）及び技能証明の資格の区分ごとの修了審査のうち、限定変更がなされていない能力（以下「基本」という。）に係る修了審査について、それぞれ少なくとも1回は監査を実施するものとする。なお、監査の対象は、修了審査の開始から終了までとする。

② 飛行方法についての限定変更、無人航空機の種類についての限定変更の講習を行う登録講習機関については、①に加えて、登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類ごとに、実施する限定変更の中で監査実施団体が指定した1以上の修了審査について、当該修了審査に対する監査を実施するものとする。なお、監査の対象は、修了審査の開始から終了までを監査対象とする。

③ 登録講習機関等が講習事務を行う技能証明の資格の区分ごとの学科講習について、監査実施団体が指定する、それぞれ少なくとも1科目の履修科目について監査を実施するものとする。

④ 登録講習機関等が講習事務を行う無人航空機の種類及び技能証明の資格の区分ごとの実地講習について、監査実施団体が指定する、それぞれ少なくとも1科目の履修科目について監

ブリング監査によることができるものとする。ただし、受講者の不在、又は講習頻度が極端に少ないなどの事情がある場合であって、航空局無人航空機安全課長が認めたときは、別の方法によることができる。

① 登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類及び技能証明の資格の区分ごとの修了審査のうち、限定変更がなされていない能力（以下「基本」という。）に係る修了審査について、それぞれ少なくとも1回は監査を実施するものとする。なお、監査の対象は、修了審査の開始から終了までとする。

② 飛行方法についての限定変更、無人航空機の種類についての限定変更の講習を行う登録講習機関については、①に加えて、登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類ごとに、実施する限定変更の中で監査実施団体が指定した1種類以上について、当該修了審査に対する監査を実施するものとする。なお、監査の対象は、修了審査の開始から終了までを監査対象とする。

③ 登録講習機関が講習事務を行う技能証明の資格の区分ごとの学科講習について、監査実施団体が指定する、それぞれ少なくとも1科目の履修科目について監査を実施するものとする。

④ 登録講習機関等が講習事務を行う無人航空機の種類及び技能証明の資格の区分ごとの実地講習について、監査実施団体が指定する、それぞれ少なくとも1科目の履修科目について監

査を実施するものとする。

⑤ 入学、学科講習、実地講習、修了審査等に係る記録の書面監査において、前回の計画的監査以降、25 名以上の受講者があった場合には、監査実施団体が任意に抽出する少なくとも 25 名の受講者の記録を確認することとする。それ以外の場合には、前回の計画的監査以降の全受講者の記録を確認することとする。

(6) 事務所の監査をオンライン監査で実施する場合、監査チェックリストにおいて目視による直接確認が必要となる項目については、登録講習機関等は、3-2-1(5)に示すサンプリング監査対象となる修了審査、学科講習及び実地講習それぞれについて実施した様子を撮影した動画等に保存し、監査実施団体に提出するものとする。修了審査については、開始から終了までを撮影対象とし、修了審査においては無人航空機全体が開始から終了まで映っており、コースのレイアウトについても把握できるように撮影するものとする。学科講習及び実地講習については監査対象となる講習において少なくとも 1 科目の履修科目の撮影を行うものとする。ただし、学科講習をオンライン講習で行うなど、動画撮影が困難又は不要であると航空局無人航空機安全課長が認めた場合は、この限りではない。学科講習及び実地講習については監査実施団体から指定された履修科目の開始から終了までを撮影対象とする。

(7) 事務所の実地監査は、学科講習、実地講習及び修了審査が行われる日程に合わせて現地に赴き監査を行うこととする。同日での監査が難しい場合には、複数日程を組んだ上で監査を実施するものとする。

査を実施するものとする。

⑤ 入学、学科講習、実地講習、修了審査等に係る記録の書面監査において、前回の計画的監査以降、25 名以上の受講者があった場合には、監査実施団体が任意に抽出する少なくとも 25 名の受講者の記録を確認することとする。それ以外の場合には、前回の計画的監査以降の全受講者の記録を確認することとする。

(6) 事務所の監査をオンライン監査で実施する場合、監査チェックリストにおいて目視による直接確認が必要となる項目については、登録講習機関等は、3-2-1(6)に示すサンプリング監査対象となる修了審査、学科講習及び実地講習それぞれについて実施した様子を撮影した動画等に保存し、監査実施団体に提出するものとする。修了審査については、開始から終了までを撮影対象とし、修了審査においては無人航空機全体が開始から終了まで映っており、コースのレイアウトについても把握できるように撮影するものとする。学科講習及び実地講習については監査対象となる講習において少なくとも 1 科目の履修科目の撮影を行うものとする。ただし、学科講習をオンライン講習で行うなど、動画撮影が困難又は不要であると航空局無人航空機安全課長が認めた場合は、この限りではない。学科講習及び実地講習については監査実施団体から指定された履修科目の開始から終了までを撮影対象とする。

(7) 事務所の実地監査は、学科講習、実地講習及び修了審査が行われる日程に合わせて現地に赴き監査を行うこととする。同日での監査が難しい場合には、複数日程を組んだ上で監査を実施するものとする。

(8) 学科講習、実地講習及び修了審査においては、登録講習機関等の職員等を受講者と見立てた模擬講習で監査を実施できるものとする。ただし、修了審査の監査のうち、登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類ごとに、監査実施団体が指定する一以上の修了審査については、監査実施団体の管理者がやむを得ない事由があると認めるときを除き、模擬講習によるものであってはならない。

3-2-2. (略)

3-3. 監査員の資格等

(1) 業務経験

監査員は、原則、下表の左欄に掲げる監査の対象業務について、それぞれ右欄に掲げる必要な要件のうち、イから三に加え、ホ又はヘのいずれかの要件を満たしていること。なお、ホの技能証明において、飛行機に係る講習に関する監査については、飛行機についての技能証明とし、それ以外の監査については、回転翼航空機（マルチローター）又は回転翼航空機（ヘリコプター）についての技能証明とする。

また、下表の左欄に掲げる対象業務以外の業務については、(2)に定める訓練を受けた者が監査員として実施できるものとする。

対象業務	必要な要件
------	-------

3-2-2. (略)

3-3. 監査員の資格等

(1) 業務経験

監査員は、原則、下表の左欄に掲げる監査の対象業務について、それぞれ右欄に掲げる必要な要件のうち、イから△に加え、三又はホのいずれかの要件を満たしていること。なお、三の技能証明において、飛行機に係る講習に関する監査については、飛行機についての技能証明とし、それ以外の監査については、回転翼航空機（マルチローター）又は回転翼航空機（ヘリコプター）についての技能証明とする。

また、下表の左欄に掲げる対象業務以外の業務については、(2)に定める訓練を受けた者が実施できるものとする。

対象業務	必要な要件
------	-------

一等無人航空機操縦士の講習に関する業務（学科講習、実地講習、修了審査等）	イ．18歳以上であること。 ロ．過去2年間に無人航空機講習事務に関し不正な行為を持った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の	次のいずれかの要件を満たすこと。 <u>ホ</u>．一等又は二等無人航空機操縦士の技能証明（監査の対象となる無人航空機の飛行の方法について限定がされていない	一等無人航空機操縦士の講習に関する業務（学科講習、実地講習、修了審査等）	イ．18歳以上であること。 ロ．過去2年間に無人航空機講習事務に関し不正な行為を持った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の	次のいずれかの要件を満たすこと。 <u>三</u>．一等又は二等無人航空機操縦士の技能証明（監査の対象となる無人航空機の飛行の方法について限定がされていない
二等無人航空機操縦士の講習に関する業務（学科講習、実地講習、修了審査等）	刑に処せされ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。 ハ．監査の対象となる資格の区分及び無人航空機の種類について、指定試験機関による修了審査員研修の受講を義務付け、修了審査の内容と水準を確保すること。 <u>二．登録講習機関等の監査、国土交通省航空局ホームページ掲載講</u>	ものに限る。）を有する者であって、技能証明取得後6月以上無人航空機を飛行させた経験を有する。 <u>ヘ</u>．前号と同等以上の能力を有する。<u>(※2)</u>	二等無人航空機操縦士の講習に関する業務（学科講習、実地講習、修了審査等）	刑に処せされ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。 ハ．監査の対象となる資格の区分及び無人航空機の種類について、指定試験機関による修了審査要領研修の受講を義務付け、修了審査の内容と水準を確保すること。	ものに限る。）を有する者であって、技能証明取得後6月以上無人航空機を飛行させた経験を有する。 <u>ホ</u>．前号と同等以上の能力を有する。<u>(※2)</u>

	<u>習団体の監査、</u> <u>ISO9001 監査、会計監</u> <u>査又は類似の監査につ</u> <u>いて、過去3年以内に</u> <u>3回以上監査員又は監</u> <u>査補助員として監査を</u> <u>行った実績を有するこ</u> <u>と。(※1)</u>	
<u>※1 管理者は監査員が監査の実績を満たしているか毎年度確認を</u> <u>行うこととする。</u> ※2 経過措置として、以下のとおりとする。 上表に掲げる一等又は二等無人航空機操縦士の講習に関する業務の監査を行うための必要な要件[△]については、<u>回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機に係る講習に関する監査を行う監査員に限り</u>、当面の間、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体等での6月以上の講師の経験があり、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有することとする。なお、飛行機に係る講習に関する監査については、飛行機に係る講師の経験及び飛行実績とし、<u>回転翼航空機（ヘリコプター）に係る講習に関する</u>監査については、<u>回転翼航空機（ヘリコプター）に係る講師の経験及び飛行実績とする。</u> (2) 訓練		
※ 経過措置として、以下のとおりとする。 上表に掲げる一等又は二等無人航空機操縦士の講習に関する業務の監査を行うための必要な要件[△]については、当面の間、国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体等での6月以上の講師の経験があり、直近2年間で6月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績を有することとする。なお、飛行機に係る講習に関する監査については、飛行機に係る講師の経験及び飛行実績とし、<u>それ以外の</u>監査については、<u>回転翼航空機（マルチローター）又は回転翼航空機（ヘリコプター）に係る講師の経験及び飛行実績とする。</u> (2) 訓練		

監査員及び監査補助員は、監査の種類に応じ、初回の監査を行う前までに第8章に定める所定の訓練を修了すること。また、監査実施団体は監査員及び監査補助員に対する訓練実績を管理すること。	監査員及び監査補助員は、監査の種類に応じ、初回の監査を行う前までに第8章に定める所定の訓練を修了すること。また、監査実施団体は監査員及び監査補助員に対する訓練実績を管理すること。
第4章 監査の項目 (略)	第4章 監査の項目 (略)
第5章 監査の実施プロセス 5-1. ～5-4-2. (1) (略) (2) 重大な不適切 次に掲げる<u>法令等に違反する事項及び社会的影響等に鑑み重大な不適切として判定する必要があると認められる事項</u> ・航空法<u>(昭和27年法律第231号)</u> ・航空法施行規則<u>(昭和27年運輸省令第56号)</u> ・無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令<u>(令和4年国土交通省令第59号)</u> ・登録講習機関の講習の内容の基準等を定める告示<u>(令和4年国土交通省告示第951号)</u> ・登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示<u>(令和7年国土交通省告示第160号)</u> (3) 不適切 次のいずれかに該当する事項	第5章 監査の実施プロセス 5-1. ～5-4-2. (1) (略) (2) 重大な不適切 次に掲げる<u>ような法違反又は安全上重大な問題となる不適切事項であって、直ちに航空局への報告が必要なもの</u> ・航空法<u>の規定に違反する事案</u> ・無人航空機操縦士実地試験実施細則の規定による修了審査の実施方法に基づかないで修了審査を行っている事案 ・講師の条件を満たさない者が講習を行っている事案 ・修了審査員の条件を満たさない者が修了審査を行っている事案 (3) 不適切 次の<u>①から③までの</u>いずれかに該当する事項<u>であって、是正</u>

- ① 1-3. 準拠基準 (5-4(2)で掲げる法令等を除く。) 又は航空局への届出規程に適合していない事項 及び社会的影響等に鑑み不適切として判定する必要があると認められる事項
- ② 上記①及び 重大な不適切 に該当しないが、被監査者の講習事務に係る体制が適切でない又は潜在的なリスクがあると考えられる 事項

注) ②に準ずるものであるが、必ずしも不適切とはいえないものについては「要検討」事項として、是正の検討を求めることができる。

(4) 適用外

当該項目に該当する事実がないもの

(5) 未実施

当該項目について監査を行わなかったもの

(削除)

(削除)

又は是正の検討が必要と考えられる事項が認められたもののうち、上記(2)を除くもの

- ① 1-3. 準拠基準又は航空局への届出規程に適合していない事項

② 被監査者が独自に設定した規定等に適合していない事項

- ③ 上記①及び②に該当しないが、被監査者の講習事務に係る体制が適切でない又は潜在的なリスクがあると考えられる 場合

注) ③に準ずるものであるが、必ずしも不適切とはいえないものについては「要検討」事項として、是正の検討を求めることができる。

(4) 適用外

当該項目に該当する事実がないもの

(5) 未実施

当該項目について監査を行わなかったもの

5-5. 監査の報告

5-5-1. 監査の報告方法等

監査責任者は、監査終了後速やかに、細則に定めるところにより、監査結果を監査報告書及び不適切事項等及び是正措置内容報告

5-5. 監査結果の処理

5-5-1. 監査結果の処理方法等

(1) 監査責任者は、監査終了後速やかに、細則に定めるところにより、監査結果を監査報告書及び不適切事項等及び是正措置内容報告書にまとめ、管理者に報告する。なお、重大な不適切事項が確認された場合には、直ちに航空局へ報告すること。

(2) 管理者は、取りまとめた監査報告書の提出により、被監査者に対し監査結果の通知を行う。

(3) 監査において不適切事項等が認められた場合には、管理者は、被監査者に対して監査報告書と併せて不適切事項等通知書を発出し、被監査者に不適切事項についての是正措置の検討及び報告を求めることとする。この際、管理者は、是正措置の検討に必要な期間を勘案して報告期限を設定し、当該通知書に付記するものとする。

(4) 被監査者は、当該通知書を受けた場合は、当該通知書に示された報告期限までに、管理者又は監査責任者に対して是正措置の報告を行う。この際、是正措置の実施時期又は実施期限を明示するものとする。

(5) 管理者又は監査責任者は、被監査者からの是正措置に関する報告を受けた場合には、当該報告内容に従い、不適切事項等及び

書にまとめ、管理者に報告する。

5-6. 監査結果の処理

監査結果の処理については下記に従うこと。なお、重大な不適切事項が確認された場合には、直ちに航空局に報告すること。

5-6-1. 監査結果の処理方法等

(1) 不適切事項等が認められた場合には、監査責任者は、管理者に不適切事項等及び是正措置内容報告書を用いて、不適切事項等の是正管理について報告する。

(2) 管理者は、取りまとめた監査報告書の提出により、被監査者に対し監査結果の通知を行う。また、不適切事項等が認められた場合には、不適切事項等通知書を発出することとし、当該通知書に記載された事項については、被監査者に是正措置の検討及び報告を求めることとする。通知に当たっては、是正措置の検討に必要な期間を勘案し、報告期限を付記するものとし、是正措置の報告には、その実施時期又は実施期限を明示させることとする。管理者又は監査責任者は、登録講習機関から報告された内容に従い、不適切事項等及び是正措置内容報告書を更新する。

また、是正措置の内容が講習事務規程等の改訂等を伴う場合その他事前に調整が必要と認められる場合には、被監査者に関係者への事前の通知及び調整を行わせるものとする。

是正措置内容報告書を更新する。

なお、是正措置の内容が講習事務規程等の改訂等を伴う場合その他事前に是正措置の実施に関して調整が必要と認められる場合には、被監査者に関係者への事前の通知及び調整を行わせるものとする。

(6) 被監査者は、是正措置を完了したときには、遅滞なく、その旨を監査責任者又は監査員に報告するものとする。

(7) 報告を受けた監査責任者又は監査員はその報告内容を確認し、是正措置が完了したと認められる場合は、不適切事項等及び是正措置内容報告書に是正措置完了を確認した旨の署名又は押印を行う。なお、報告内容の確認に当たっては、必要に応じて随時監査等を行い、是正措置の実施状況等について確認するものとする。

(8) 監査責任者又は監査員による是正措置完了の確認後、管理者は、被監査者において是正措置が完了したことを不適切事項等及び是正措置内容報告書で確認する。当該是正措置は、管理者の確認をもって完了とする。是正措置完了後、監査実施団体は、是正措置完了を確認した旨の署名又は押印を行った不適切事項等及び是正措置内容報告書を被監査者に提出する。

(9) (8) の規定による管理者の確認の結果、被監査者の是正措置の内容が不十分であると判断される場合には、管理者は、再度是正措置を求めるものとする。また、不適切事項について被監査者が何ら必要な是正措置を講じる計画を持たない、又は是正措置

(3) 被監査者からの是正措置完了の報告を受けた監査責任者又は監査員はその報告内容を確認する。是正措置が完了したと認められる場合は、不適切事項等及び是正措置内容報告書に是正措置完了を確認した旨の署名又は押印を行う。なお、報告内容の確認に当たっては、必要に応じて随時監査等を行い、是正措置の実施状況等について確認するものとする。監査責任者による是正措置完了の確認後、管理者は、被監査者において是正措置が完了したことを不適切事項等及び是正措置内容報告書で確認する。当該是正措置は、管理者の確認をもって完了とする。是正措置完了後、監査実施団体は、是正措置完了を確認した旨の署名又は押印を行った不適切事項等及び是正措置内容報告書を被監査者に提出する。

(4) (3) の規定による管理者の確認の結果、被監査者の是正措置の内容が不十分であると判断される場合には、管理者は、再度是正措置を求めるものとする。また、不適切事項について被監査者が何ら必要な是正措置を講じる計画を持たない、又は是正措置

を講じる見込みが無いと考えられる場合は、航空局に報告するものとする。 5-6. 監査報告書並びに不適切事項等及び是正措置内容報告書の航空局への提出 登録講習機関等は、省令第6条第8号の規定に基づき、当該監査のうち計画的監査について、監査が終了した日から一月以内に監査報告書並びに不適切事項等及び是正措置内容報告書を航空局に提出する。なお、不適切事項等及び是正措置内容報告書については、是正措置等が完了していない場合には、是正措置等が完了次第、不適切事項等及び是正措置内容報告書に是正措置等を追記し、5-5-1(8)の監査実施団体による確認が完了した不適切事項等及び是正措置内容報告書を速やかに航空局に再提出する。 5-7. 不適切な運営についての報告 管理者は、講習事務の運営に対して実質的に大きな影響が生じ、登録講習機関等として行うべき義務を十分に果たしていないと認められた場合等にあつては、航空局に報告するものとする。	を講じる見込みが無いと考えられる場合は、航空局に報告するものとする。 5-7. 監査報告書並びに不適切事項等及び是正措置内容報告書の航空局への提出 登録講習機関等は、省令第6条第8号の規定に基づき、当該監査のうち計画的監査について、監査が終了した日から一月以内に監査報告書並びに不適切事項等及び是正措置内容報告書を航空局に提出する。なお、不適切事項等及び是正措置内容報告書については、是正措置等が完了していない場合には、是正措置等が完了次第、不適切事項等及び是正措置内容報告書に是正措置等を追記し、5-6-1(3)の監査実施団体による確認が完了した不適切事項等及び是正措置内容報告書を速やかに航空局に再提出する。 5-8. 不適切な運営についての報告 管理者は、講習事務の運営に対して実質的に大きな影響が生じ、登録講習機関等として行うべき義務を十分に果たしていないと認められた場合等にあつては、航空局に報告するものとする。
第6章 監査結果の管理 6-1. 監査結果の共有、取りまとめ及び分析評価 6-1-1. 監査結果の共有 監査責任者は、管理者に監査結果を報告する。	第6章 監査結果の管理 6-1. 監査結果の共有、取りまとめ及び分析評価 6-1-1. 監査結果の共有 監査責任者は、管理者に監査結果を報告する。

6-1-2. 半期ごと及び年度ごとの監査結果の取りまとめ (1)管理者は、<u>国の会計年度ごと及びその半期ごとに</u>監査結果及び監査結果の分析評価の内容を取りまとめ、監査員等に必要な説明を行うとともに、その後の随時監査の実施、重点事項の設定等に反映する。なお、監査結果の分析評価は、登録講習機関等ごとに不適切事項の内容及び傾向を検証し、登録講習機関等の管理体制、業務実施体制等の強化が必要な点を洗い出すこと等に努めるものとする。この分析評価の結果、登録講習機関等ごとに抽出された強化が必要な点を考慮して登録講習機関等ごとの重点事項を策定するとともに、各登録講習機関等の分析評価結果を取りまとめ、各登録講習機関等で共通の重点事項を策定するものとする。 (2)管理者は、半期ごと及び年度ごとに取りまとめた監査結果の分析評価の結果を<u>対象期間経過後一月以内に</u>航空局に報告する。 6-2. ～6-3（略）	6-1-2. 半期ごと及び年度ごとの監査結果の取りまとめ (1)管理者は、<u>半期ごと及び年度ごとに</u>監査結果及び監査結果の分析評価の内容を取りまとめ、監査員等に必要な説明を行うとともに、その後の随時監査の実施、重点事項の設定等に反映する。なお、監査結果の分析評価は、登録講習機関等ごとに不適切事項の内容及び傾向を検証し、登録講習機関等の管理体制、業務実施体制等の強化が必要な点を洗い出すこと等に努めるものとする。この分析評価の結果、登録講習機関等ごとに抽出された強化が必要な点を考慮して登録講習機関等ごとの重点事項を策定するとともに、各登録講習機関等の分析評価結果を取りまとめ、各登録講習機関等で共通の重点事項を策定するものとする。 (2)管理者は、半期ごと及び年度ごとに取りまとめた監査結果の分析評価の結果を航空局に報告する。 6-2. ～6-3（略）
第7章 監査の記録 （略）	第7章 監査の記録 （略）
第8章 訓練 8-1. 訓練の種類 8-1-1. 養成訓練	第8章 訓練 8-1. 訓練の種類 8-1-1. 養成訓練

本訓練は、新たに監査実施団体の監査部門に配属された職員又は監査実施団体から新たに監査員の業務委託を受けた者を対象に、その経験等を考慮し、基礎課程及び専門課程に分類して行うものとする。

(1) 基礎課程

① 初期訓練

本訓練は、新規に採用された職員、監査実施団体の他部署から監査部門に配置換えとなった職員又は監査実施団体から新たに監査員の業務委託を受けた者を対象に、航空法及び関連規則に係る一般的な知識を習得させることを目的とする。

② 一般訓練

本訓練は、初期訓練修了者又は監査実施団体の監査部門の職員で監査業務の実務経験のない職員を対象に、登録講習機関等に係る基礎的な知識を習得させることを目的とする。

(2) 専門課程

本訓練は、監査実施団体の監査部門に配属された職員を対象に、監査に係る知識、手法及び監査を行う上で必要な専門知識を習得させることを目的とする。また、監査の種類に応じ、次の共通監査訓練、講習監査訓練に区分し、座学及び実務から構成する。

① 共通監査訓練

本訓練は、監査共通の内容であり、監査に係る基礎知識及び監査実施団体が行う監査に係る専門的な知識を習得させることを目的とする。

② 講習監査訓練

本訓練は、新たに監査実施団体の監査部門に配属された職員を対象に、その経験等を考慮し、基礎課程及び専門課程に分類して行うものとする。

(1) 基礎課程

① 初期訓練

本訓練は、新規に採用された職員又は監査実施団体の他部署から監査部門に配置換えとなった職員を対象に、航空法及び関連規則に係る一般的な知識を習得させることを目的とする。

② 一般訓練

本訓練は、初期訓練修了者又は監査実施団体の監査部門の職員で監査業務の実務経験のない職員を対象に、登録講習機関等に係る基礎的な知識を習得させることを目的とする。

(2) 専門課程

本訓練は、監査実施団体の監査部門に配属された職員を対象に、監査に係る知識、手法及び監査を行う上で必要な専門知識を習得させることを目的とする。また、監査の種類に応じ、次の共通監査訓練、講習監査訓練に区分し、座学及び実務から構成する。

① 共通監査訓練

本訓練は、監査共通の内容であり、監査に係る基礎知識及び監査実施団体が行う監査に係る専門的な知識を習得させることを目的とする。

② 講習監査訓練

本訓練は、無人航空機講習（以下単に「講習」という。）の監査を行う職員 <u>又は監査実施団体から監査員の業務委託を受けた者</u>を対象に、講習の監査を行う上で、必要な講習に係る専門的な知識を習得させることを目的とする。 8-1-2. 定期訓練 監査に従事する職員 <u>又は監査実施団体から監査員の業務委託を受けた者</u>の知識及び技量を維持するため、原則、年1回（年度）の定期的な訓練を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により受けることができない場合は、その年度内に同様の内容を書面により習得することで、当該定期訓練を受けたものとみなすことができるものとするが、2年続けての書面での訓練は認めないものとする。 8-1-3. ～8-7（略）	本訓練は、無人航空機講習（以下単に「講習」という。）の監査を行う職員を対象に、講習の監査を行う上で、必要な講習に係る専門的な知識を習得させることを目的とする。 8-1-2. 定期訓練 監査に従事する職員の知識及び技量を維持するため、原則、年1回（年度）の定期的な訓練を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により受けることができない場合は、その年度内に同様の内容を書面により習得することで、当該定期訓練を受けたものとみなすことができるものとするが、2年続けての書面での訓練は認めないものとする。 8-1-3. ～8-7（略）
第9章 雑則 本要領の定めにかかわらず、航空局が適当と認めた場合に限り、その他の方法により監査を実施することができる。 附 則（令和5年3月30日 国空無機第298802号） この要領は、令和5年3月30日から施行する。 附 則（令和6年3月8日 国空無機第233319号） この要領は、令和6年3月8日から施行する。	第9章 雑則 本要領の定めにかかわらず、航空局が適当と認めた場合に限り、その他の方法により監査を実施することができる。 附 則（令和5年3月30日 国空無機第298802号） この要領は、令和5年3月30日から施行する。 附 則（令和6年3月8日 国空無機第233319号） この要領は、令和6年3月8日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 23 日 国空無機第72181号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この要領の施行の際、現に「登録講習機関等監査実施団体
について（令和 5 年国空無機第299161号）」に基づく願出を行っ
ている監査実施団体は、改正後の規定にかかわらず、令和 7 年12
月23日（3-3に規定する監査員の資格等にあつては令和 8 年 6 月
23日）までの間は、なお従前の例により、監査を行うことができ
る。

別添 1

表一別 1-1 養成訓練（基礎課程）

訓練 の種 類	訓練科目	標準 時間	形 態	<u>監査対象ごとの訓 練要否</u>		
				<u>登録 講習 機関 及び 登録 更新 講習 機関</u>	<u>登録 講習 機関 のみ</u>	<u>登録 更新 講習 機関 のみ</u>

表一別 1-1 養成訓練（基礎課程）

訓練の 種類	訓練科目	標準時間	形態
初期訓 練	航空法及び関連規則の概要	<u>1.5時間</u>	座学
一般訓 練	登録講習機関 <u>等</u> の概要	1時間	座学

初期 訓練	航空法及び関連規則の概要 <u>（登録講習機関、更新講習機関に係るものを除く）</u>	<u>1時間</u>	座学	要	要	要
	<u>登録講習機関に係る関連規則の概要</u>	<u>0.5時間</u>	座学	要	要	
	<u>登録更新講習機関に係る関連規則の概要</u>	<u>0.5時間</u>	座学	要		要
一般 訓練	登録講習機関の概要	1時間	座学	要	要	
	<u>登録更新講習機関の概要</u>	<u>1時間</u>	座学	要		要

表－別 1-2 養成訓練（専門課程）

訓練の	訓練科目	標準時間等	形態	監査対象		
				<u>登録講習機関</u>	<u>登録講習</u>	<u>登録更新講習</u>

表－別 1-2 養成訓練（専門課程）

訓練の種類	訓練科目	標準時間等	形態
-------	------	-------	----

種類				及び 登録 更新 講習 機関	習 機 関 の み	機関 のみ	
共通監査	監査に係る 基礎知識 ※ 1	1時間	座学	要	要	要	共通監査 監査に係る基礎知識 ※1 監査実施要領 不適切事例 監査の手順 チェックリストの内容 1時間 1時間 1時間 1時間 1.5時間 <u>合計5時間</u> 座学
	監査実施要領	1時間	座学	要	要	要	
	不適切事例 (登録講習 機関の事例)	1時間	座学	要	要		
	不適切事例 (登録更新 講習機関の 事例)	1時間	座学	要		要	
	監査の手順	1時間	座学	要	要	要	
							講習監査 無人航空機講習の業務の 概要 ※2 講習監査（監査補助員 として事務所への監査業 務に立ち会うこと）※3 2.5時間 3回 座学 実務

※1 財務諸表に係る基礎知識を含む。

※2 学科講習、実地講習に加えて、修了審査に係る知識を含む。

※3 国土交通省航空局ホームページ掲載管理団体等での無人航空機の操縦に係る講習の監査経験が1年以上ある者については免除することができる。

表－別 1-3 定期訓練

訓練の種類	訓練科目	標準時間	形態
定期訓練	不適切事例、関連法規の改定内容、監査実施要領及びチェックリストの改訂内容等	1.5時間	座学

表－別 1-3 定期訓練

訓練の種類	訓練科目	標準時間	形態
定期訓練	不適切事例、関連法規の改定内容、監査実施要領及びチェックリストの改訂内容等	1.5時間	座学